

郡山市バス運行対策費補助金交付要綱

平成15年4月1日制定
平成15年6月1日一部改正
平成19年9月28日一部改正
平成22年2月9日一部改正
平成24年10月1日一部改正
平成25年7月1日一部改正
平成28年3月17日一部改正
平成29年4月11日一部改正
令和4年4月1日一部改正
[都市構想部総合交通政策課]

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市町村生活交通路線補助金（第3条－第7条）
- 第3章 委託バス等運行費補助金（第8条－第13条）
- 第4章 生活交通路線補助金（第14条－第19条）
- 第5章 地域生活路線補助金（第20条－第24条）
- 第6章 上限收受運賃路線補助金（第25条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の生活にとって必要不可欠なバス路線運行の維持を図るため、バス事業者等に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 平均賃率 次の算式によって算出された数値（1 銭未満切捨て。）をいう。

当該運行路線に係る全停留所相互間総運賃額／当該運行路線に係る全停留所相互間総キロ

(2) 平均乗車密度 次の算式によって算出された数値（小数点第 2 位以下切捨て。）をいう。

当該運行路線に係る年間運送収入／（当該運行路線に係る補助対象期間内の実車走行キロ×当該運行路線に係る平均賃率）

(3) 経常収益 運送に係る収入及び雑収入並びに営業外収益の合計額をいう。

(4) 人口割 この要綱の規定による補助金の対象路線に関係する市町村の人口に対する当市の人口の割合をいう。

(5) 距離割 この要綱の規定による補助金の対象路線の距離に対する当市に係る距離の割合をいう。

(6) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(7) 補助対象経常費用 乗合バス事業者のキロ当たり経常費用に補助対象路線の実車走行キロを乗じて得た額とする。

(8) 市町村生活交通路線 福島県市町村生活交通対策事業補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定。以下「県市町村生活交通対策要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定するもの（第 10 条に規定する委託バス等運行費補助金の対象路線を除く。）をいう。

(9) 生活交通路線 福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 1 日制定。以下「県地域公共交通確保維持改善要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。

(10) 地域生活路線 乗合バス事業者が自身で維持することが困難な路線で、市長が市民の生活に必要な交通手段として当該路線の維持を必要と認める路線をいう。

(11) 上限収受運賃路線 市長が市民の生活に必要な交通手段として乗合バス事業者と協議のうえ利用者からの運賃収受額の上限額を定めた路線をいう。

(12) 認可運賃収入額 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 3 項及び第 9 条第 4 項により定められた運賃に基づく運賃収入額の合計をいう。

(13) 収受運賃収入額 上限収受運賃路線における収受運賃額の合計をいう。

第 2 章 市町村生活交通路線補助金

（市町村生活交通路線補助金）

第 3 条 市町村生活交通路線を運行する交通事業者に対し、市町村生活交通路線補助金（以下この章において「補助金」という。）を交付する。

（補助対象期間）

第4条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の9月30日を末日とする1年間とする。

（補助額）

第5条 補助金の額は、当該市町村生活交通路線の経常費用から経常収益を差し引いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象路線の一部が他市町村の区域に含まれる場合における補助金の額は、次の算式によって算出された額とする。

前項で算出した額 $\times \{ (1 - \text{人口割}) (\%) + \text{距離割} (\%) \} / 2$

3 補助金の対象路線の関係市町村の数が3以上のときは、前項の算式中「 $(1 - \text{人口割})$ 」とあるのは、「 $(1 - \text{人口割}) / (\text{関係市町村の数} - 1)$ 」とする。

4 補助金の額は、前3項の規定により算出された額を限度として、予算の範囲内で定める。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条の対象期間の末日の属する会計年度の1月末日までに、規則第4条に規定する補助金等の交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書

（2）補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第1項に規定する事業報告書の写し

（3）補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

（4）その他市長が必要と認めて指示する書類

2 補助金の交付の申請については、規則第4条第2号に掲げる書類は、その添付を省略するものとする。

3 第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

（額の確定通知の省略）

第6条の2 規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書は省略するものとする。

（補助金の交付条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は次のとおりとする。

（1）補助金を目的外に使用してはならない。

（2）補助金に係る会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第3章 委託バス等運行費補助金

(委託バス等運行費補助金)

第8条 第10条に規定する補助対象路線において市長の委託による代替バス又は代替タクシー（以下「委託バス等」という。）の運行を受託した者に対し、委託バス等運行費補助金（以下この章において「補助金」という。）を交付する。

(委託バス等の運行)

第9条 委託バス等は、乗合バス事業を経営する者が、道路運送法第4条第1項の許可を受けて運行するものとする。

(補助対象路線)

第10条 補助金の対象路線は、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の廃止した路線のうち、市長が特に委託バス等を運行する必要があると認めるものとする。

(補助対象期間)

第11条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助額)

第12条 補助金の額は、補助金の対象路線の経常費用から経常収益を差し引いた額とする。

2 補助金の額は、前項の規定により算出された額を限度として、予算の範囲内で定める。

(準用)

第13条 第6条及び第7条の規定は、この章の規定による補助について準用する。

第4章 生活交通路線補助金

(生活交通路線補助金)

第14条 県地域公共交通確保維持改善要綱第3条に規定する補助対象路線を運行する乗合バス事業者に対し、生活交通路線補助金（以下この章において「補助金」という。）を交付する。

(補助対象期間)

第15条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象路線)

第16条 補助金の対象路線は、生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線に係る経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の

補助対象経常費用に達していないものとする。

(補助額)

第 17 条 補助金の額は、次の算式によって算出された額とする。

$$(\text{補助対象経常費用} - \text{経常収益} - \text{当該補助金の対象路線について交付される国県補助金}) \times \{(1 - \text{人口割}(\%) + \text{距離割}(\%))\} / 2$$

2 補助金の対象路線の関係市町村の数が 3 以上のときは、前項の算式中「(1 - 人口割)」とあるのは、「(1 - 人口割) / (関係市町村の数 - 1)」とする。

3 補助金の額は、前 2 項の規定により算出された額を限度として、予算の範囲内で定める。

(補助の特例)

第 18 条 1 日当たりの輸送量が 15 人未満の路線については、関係する市町村との協議を経て市長が定める額及び方法により補助金を交付する。

(準用)

第 19 条 第 6 条及び第 7 条の規定は、この章の規定による補助について準用する。

第 5 章 地域生活路線補助金

(地域生活路線補助金)

第 20 条 乗合バス事業者に対し、地域生活路線補助金（以下この章において「補助金」という。）を交付する。

(補助対象路線)

第 21 条 補助金の対象路線は、乗合バス事業者が自身で維持することが困難な路線で、市長が市民の生活に必要な交通手段として当該路線の維持を必要と認める路線とする。

(補助対象期間)

第 22 条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の 9 月 30 日を末日とする 1 年間とする。

(補助額)

第 23 条 補助金の額は、補助対象経常費用から経常収益を差し引いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の対象路線の一部が他市町村の区域に含まれる場合における補助金の額は、次の算式によって算出された額とする。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

$$\text{前項で算出した額} \times \{(1 - \text{人口割}(\%) + \text{距離割}(\%))\} / 2$$

3 補助金の対象路線の関係市町村の数が3以上のときは、前項の算式中「(1－人口割)」とあるのは、「(1－人口割)／(関係市町村の数－1)」とする。

4 補助金の額は、前3項の規定により算出された額を限度として、予算の範囲内で定める。

(準用)

第24条 第6条及び第7条の規定は、この章の規定による補助について準用する。

第6章 上限收受運賃路線補助金

(上限收受運賃路線補助金)

第25条 乗合バス事業者に対し、上限收受運賃路線補助金（以下この章において「補助金」という。）を交付する。

(補助対象期間)

第26条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象路線)

第27条 補助金の対象路線は、本市と協議のうえ「上限收受運賃路線」に指定している路線（以下この章において「補助路線」という。）とする。

(補助額)

第28条 補助金の額は、次の算式によって算出された額とする。

(補助対象期間における補助路線の認可運賃収入額 － 補助対象期間における補助路線の收受運賃収入額)

2 補助金の額は、前項の規定により算出された額を限度として、予算の範囲内で定める。

(準用)

第29条 第6条及び第7条の規定は、この章の規定による補助について準用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行し、平成15年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 9 日から施行し、平成 21 年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行し、平成 24 年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 17 日から施行し、平成 28 年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月11日から施行し、平成29年度以後の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度以後の年度分の補助金から適用する。